

中外新聞

外篇

四



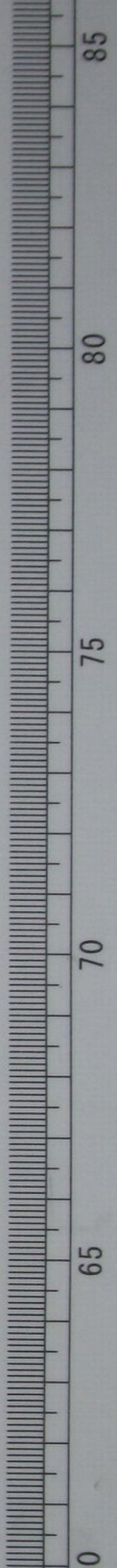
定價一匁

西垣文庫

文庫 10

7328

4



特 文庫10
7328
4



中外新聞外篇卷之四

慶應四年閏四月

○六侯建白書

臣等謹て按一は古の能く天下を定めし者ハ必先天下の
大勢を視て緩急機ハ從ひ處置宜きを得し故ハ唯功德の一
時ハ光被るものにあらずんば萬世不拔の業是ハ故て相立ハ今
也 皇上始て大統を継せしハ政權又一ノ歸一凡百の宿
弊も更始一新一天下の万姓目を拭ひ治を望の秋也即在
朝の百官自ら奮發一内ハ 皇上のハ徳化を輔け奉り外ハ
皇威を万国ニ偃べ臣子の分を尽さん事を欲せ就中今日

卷之四

十五



の急務ハ 皇國ニ外國との交際を講明せしめて不叶儀又
奉存ハ近頃 朝廷始て外國事務の官職を設けられ其人を
由撰挙遊され專ハ力を尽されハ天下の人を以て方向を
る所を知らしめらんとも 此趣意として 皇威を万国に
赫耀せしめハ此時又可有之と不堪感銘奉存ハ亦併古語
にも人心不同ハ如面と申して在上在下の人いまだ各一區
々の議を執て疑念もなき事能も又或ハ漢土人の如く自ら
尊大にして外國人を禽獸の如く蔑視せしめども終るハ彼
は打負け却て驅使せられしれ成行ハ覆徹を踐むに至る
へきりと甚憂慮仕ハ依て熟考仕ハ処今日の先務ハ上ト悽

同一和一字内の形勢を弁せし 皇國の一方孤立し世界の事
情又不達只偷安を以て志とし 荏苒衰微を致し彼ら為し制
せらるるべき次第又至ると外國の他邦又航行し衆善を包取
氣運日くは開け政治文明兵食充備し天下は縦横の如くハ
之を比較し見ハハ盛衰の原由も判然相分り可中裁
は奉存ハ元より膺懲の重典も無之てハ不叶儀ハハハ共
控御の術其方を得ハハハ遠人も懐き服ハハ道理して尤無
罪の人を膺懲しハハハハハ無之中古 朝廷も玄蕃の
官を置せしハ鴻臚館を建させられハハハハハ遠人を以綏服ハ成
ハ事も相見ハ其後天正慶長の間ハハハハハ夷夷共屢西國に渡来

交易いづるに若其來港不致節へ大將軍より書簡を遣し催
促し猶遲緩を及ばし時より此方より大軍を發し攻撃を及ぶ
べきをそとり越は儀も有之に處島原の一乱以來始て幕府
より鎖国の令有之に下併漢土和蘭をわいてを猶交易差免
はへり一切外国人の攘ひ斥ると申訳より更は無之に近年
攘夷の論盛に相起り諸侯の内偶攘斥いづるに有之に一
とも素より一藩の力を以て不可為に論を及ぶ足らぬ且先
年幕府より十年を期して成功を奏し可申杯申上るに陽に
其名を假り陰に其私を行ひに詐術を以て先帝日夜に苦慮
を為遣は儀と同年の論に無之奉存に然るに今日皇

国の衰運を挽回し重威を海外に輝し奉るに儀の方々一力
兩断の朝裁を以て井蛙管見の僻論を去り先在廷樞要の
方々より以駭眼を為成上下同心して交際の道無二念開
りせられ彼れ長を取我短を補ひ万世の大基礎相据られに
様奉專禱に仰き願くは皇上の以英斷能く天下の大勢を
以觀察を為遣是れ大羊成狄と相唱へに愚論を去り漢土
と齊しく視せられに朝典を一定せられ万国普通の公法
を以て冬朝をも命に以て賛成を為在其旨海内へ布
告して永く億兆の人民をして方向を以らしめむに度を偏
に奉懇願に誠恐誠惶頓首頓首

二月

越前宰相

土佐前少将

長門少将

薩摩少将

安藝少将

細川右京大夫

方今外国の事情は洞察を遊以処世態变革一朝の倭は無之
注 知食は随てハ別紙列藩建言之次第も有之ハ条 献
言の通 此決定の思召は間為見此下ハ事

右 坊城侍從殿 此達相成ハ由
東菌中将殿

一 兵器素唯城地を守りのみありて 皇国守衛の基本
て極りて重器より条暫く此託一此下度奉存ハ事
一 江戸城ハ神祖撥乱向化の基地あり若くはこれを失く根
本を絶つてハ極寛の 恩典を以て存有奉願ハ事
一 八州及び駿遠各々神祖弓箭汗馬の大勲に依て天賜ハ人
與ハハ所より掌握の基地より何卒極寛の 恩典を以て
家名相續の者へ永く此 下賜度奉存ハ事

就て臣等一同冒死恐惶微衷を發露し奉歎訴は二大事有之
一を筆舌に挙るに忍びざる者一を臣等々死所を知らざ
る者是あり其旨趣を常正月の變吾が内府一旦渥恩を失
ひ隨て燦腸の忠頓は消し銷金の議交に起り公武三百年
の恩義忽ち破まは及びい事天々人々これを何と云はん
那の退職の表清側の奏皆是れ去私憂国輕身崇皇の方
り慶喜何ぞ国を忘まん慶喜何ぞ君を忘まん人或之を
叛と言ふとも明神煌々嚴祇赫々日月未地は墜をよとや百
口人を誣るも豈神を欺むべらんや豈天を欺くべらんや
討つゝの勅は 天皇より討つゝの吾君ありまはる勅

よ後ふ事を成さんり將は君を衛る事を成さんり是を臣等
が死處を知らざる所あり昨今の勅裁は依まは暫くられ
を 此寛典と言ふと雖も到底吾君主身を容るゝの地は惑
ひ且其城地衆臣ども保つ事を得ざる時ハ畢竟は滅は隣を
といふべきなり此際臣等如何ぞ口を噤し坐視するに忍び
んやと一や今日こそ勢又押され無明屈抑は終りぬ事も何
れ千歳の後議論一定事理明白の時又方りて君子の臣等を
斥を者これを何と云はん將人といはん乎もと大彘と言
はん乎抑吾 大日本國ハ 大直靈は成まる 神國あり掛
まくも 天皇下民を撫御するや慈育を準と一臣子の上

長し敬事するや忠実を重しといは是れを以て 神国といふあり今や 天兵降東に於て吾神祖天大の功勲泡沫に等しく今や大樹は滅の方りと曾て国難は殉むる者を見ずは是れ一の孝子あり一の忠臣あり然らば則ち只獨吾東武衆臣の愧のいあらんや慈育忠孝共は絶無に殆く之を斥しとて国ありと言えんも亦過るりとまべしは是れ臣等と言ふ忍びざるを犯し言ふ所より其死處を知らざるは此は基なる所以あり且夫是人孰う 天皇を尊び奉らざるらんや人孰う 勅を畏み奉らざるらんや又人孰う死を怖れざるらんや人孰う生を愛せざるらんや然るとも而も死を怖るらん

生を愛せしめて其言ふ忍びざる者を犯すは何ぞや國よしとて 大直灵よ背き職よしとて 忠孝を絶つ忍びざれむあり嗚呼道の國の至重あり忠孝の國の至寶あり青大白日の下如何ぞ大彘の行をあらん忍びんや嗚呼吾 天皇と 神よとてしは父母よとてしは父母をれ曠光覆盆よ及ふの 極慈極恩をめぐらさせられ近くの臣等が訴ふる所よあれの苦衷を照鑑させられ遠くの創祖家康が功業を省み合させられ格外無比の 恩典を以て如願 而勅許は成下家名相續千秋万歳以忠孝奉公掛ましくも畏くも 君臣水魚の恩義始終貫き遂げに仕度臣等文は臨みて此墨此涙

方之知之人冒死恐惶奉

奏

東武旗下千城臣一同

○

無題

青眼外史

公門議事引羣賢有計不聽還赧然嘗道文章堪自用元來未熟
說難篇

